

港湾・海岸に関する提言

港湾・海岸の整備等を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 港湾整備事業及び海岸整備事業を促進するため、必要な予算を確保するとともに、国土強靱化の取組を推進すること。
2. 津波、高潮、高波、海岸浸食等の自然災害から国民の生命・財産を守るため、防波堤及び防潮堤の整備、海岸保全施設等の耐震化など港湾・海岸における防災・減災対策を推進するとともに、必要な予算を確保すること。
3. 港湾施設及び海岸保全施設の老朽化対策については、将来にわたりその機能を発揮できるよう、予防保全型の維持管理を取り入れ、施設の点検、維持管理・更新に必要な予算を継続的かつ十分に確保すること。
4. 港湾の国際競争力を強化するため、大型船舶に対応した港湾施設の整備をはじめ、既存施設の再編・高度化を図ること。
5. クルーズの再興に向けて、旅客船専用岸壁や感染症対策にも対応できるターミナルの整備を図るなど、クルーズ船の受入環境改善に資するハード・ソフト両面からの取組を推進すること。
6. 港湾へのアクセス道路等の物流基盤施設の整備を推進すること。
7. 海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾において、発電事業者の長期的かつ安定的な利用を可能とするためのふ頭の整備など、港湾の機能を強化すること。
8. 東日本大震災関係
港湾は、住民生活や産業振興を支えるとともに、地域の経済活動においても重要な拠点であることから、湾口防波堤の着実な整備を図ること。